

御坊税務署からのお知らせ

確定申告期間中の税務署は、大変混雑します。申告書はご自分で作成の上、お早めにご提出ください。

本年度はここが変わります！

- 寄付金控除について、控除対象限度額が総所得金額の100分の30相当額（これまでは100分の25相当額）に引き上げられました。
- 公的年金等の収入から控除される公的年金等控除額のうち、年齢65歳以上の者に対して上乗せして適用される部分が廃止されましたが、最低控除額70万円については、年齢65歳以上の者について50万円加算し、120万円とする特例措置が講じられました。
- 老年者控除について、平成16年分をもって廃止されました。
- 平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に購入した上場株式等を平成17年から平成19年までの間に証券会社を通じて売却した場合、選択により、その購入価額が1,000万円に達するまでのものに係る上場株式等の売却による所得は非課税となります。

- ※1 この非課税の特例を受けるためには、確定申告時に購入価額を証明する書類の添付がある「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を提出する必要があります。
- ※2 源泉徴収口座において売却した上場株式等は、この非課税の特例の対象となりませんのでご注意ください。

申告と納税について

所得税・贈与税の申告と納税は **3月15日(水)** まで
個人事業者の消費税の申告と納税は **3月31日(金)** まで
申告書は自分で書いてお早めに送付等でご提出ください。

納税は便利な口座振替を！

納税はご指定の預金口座から自動的に納付できる安全・便利な **振替納税** のご利用をお勧めします。
なお、口座振替をご利用されている方の振替納付日は、

所得税 4月20日(木)
消費税 4月27日(木) です。

インターネットで申告書を作りましょう

国税庁のホームページにある「確定申告書等作成コーナー」を利用していただくと、パソコンで所得税及び消費税の申告書などが作成でき、カラープリンターで印刷すれば、そのまま税務署に提出できます。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

平成18年4月に「和歌山地方税回収機構」が設立されます

— 市町村税の徴収専門組織 —

平成18年4月に、市町村税の滞納整理を専門に行う「和歌山地方税回収機構」が設立されます。

この組織は、税の公平性の確保と、滞納額の縮減を図るため、市町村単独での処理が困難な滞納事案を引き受け、財産差押や公売などの滞納処分を前提に滞納整理を行う広域的組織です。

◇ 県内の市町村税の徴収率は年々低下しており、このような状況を放置すれば、地方税に対する不公平感が増大し、税務行政への不信感などにつながります。

そこで、これらの状況の解決を目指す取組として、県内全市町村が参加し滞納整理の専門組織である「和歌山地方税回収機構」を設立することになりました。

◇ 機構の職員は、市町村と県からの派遣職員等で構成し、より専門性の高い滞納整理を行うため、国税経験者、弁護士などを顧問として配置し、アドバイスを受けます。

◇ 市町村から、再三にわたる催告に応じないもの、滞納額が高額なものなどの滞納事案を引き受け、迅速に滞納整理を行います。

機構では、広範囲な財産調査により、換価しやすい財産を発見し、速やかに滞納処分を行います。また、差し押さえた不動産の公売も行います。

確定申告相談会場の開設について

御坊税務署では、以下の日程で申告相談会場を開設します。是非ご利用ください。

【公的年金等受給者・サラリーマンの方の申告相談会場日程】

会場	日程	相談時間	相談対象者
中紀技能訓練協会4階大教室 (御坊市藪300-4)	2月 7日(火)	9:30~12:00	・年金受給者の方 ・住宅借入金(取得)等特別控除を受けられる方 ・給与所得の還付申告の方 (中途退職等)
	2月 8日(水)	13:00~16:00	
	2月10日(金)		

【税理士による無料申告相談会場日程】

会場	日程	相談時間	相談対象者
日高川町役場3階会議室 (日高川町土生160)	2月23日(木)	9:30~12:00 13:00~16:00	小規模な 事業所得者
中紀技能訓練協会4階大教室 (御坊市藪300-4)	2月24日(金)・2月28日(火) 3月 1日(水)		
御坊商工会館4階大会議室 (御坊市藪350-28)	2月27日(月)		

※土地・建物・株式等を売却された所得や贈与税に関するアドバイスは行っておりません。
※受付終了時間は、午前は11時半、午後は15時となっております。
※12:00~13:00は、休憩時間とさせていただきます。

※当日ご持参いただくもの

- 1.平成17年分の確定申告関係諸用紙
- 2.生命(損害)保険料などの証明書
- 3.給与(年金)などの源泉徴収票
- 4.計算器、筆記用具及び印鑑
- 5.所得の計算に必要な書類
- 6.国民健康保険、国民年金保険料等の領収証等
- 7.前年(平成16年)分の確定申告書等の控え
- 8.その他確定申告書の作成に必要な書類

お問い合わせ先

御坊税務署 〒644-0002 御坊市藪430-3
☎ 0738 (22) 1052 (個人課税部門) ☎ 0738 (22) 0695 (代表)

平成21年5月までに裁判員制度が始まります

「裁判員制度」により、身近で、速くて、頼りがいのある司法を目指します。

Q 裁判員制度とは、どういうものですか？

A

裁判員制度は、20歳以上の国民から無作為に選ばれた人たちが「裁判員」として、殺人や傷害致死などの重大事件の刑事裁判で、裁判官と一緒に裁判をする制度です。裁判員は、裁判官とともに、被告人が有罪か無罪かを決め、被告人が有罪であると判断した場合には、「懲役〇年」などのように刑の種類と刑の重さを決めます。この裁判員制度は、平成21年5月までに始まります。

裁判員制度の導入によって、法律の専門家でない国民が裁判に参加し、その感覚が裁判の内容に反映されることで、国民の司法に対する理解と支持が高まることが期待されています。



裁判員制度に関するご質問・お問い合わせは

法 務 省
東京都千代田区霞が関1-1-1
☎ 03-3580-4111
<http://www.moj.go.jp/>

和歌山地方検察庁裁判員制度広報企画委員会
和歌山市二番丁3
☎ 073-422-4164